

平成二十四年法律第三十一号

新型インフルエンザ等対策特別措置法

目次

- 第一章 総則（第一条～第五条）
- 第二章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等（第六条～第十三条）
- 第三章 新型インフルエンザ等の発生における措置（第十四条～第三十一条の五）
- 第三章の二新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（第三十一条の六～第三十一条の八）
- 第四章 新型インフルエンザ等緊急事態措置（第三十二条～第四十四条）
- 第五章 医療等の提供体制の確保に関する措置（第四十五条～第四十九条）
- 第六章 国民生活及び国民経済の安定に関する措置（第五十条～第六十一条）
- 第七章 財政上の措置等（第六十二条～第六十三条）
- 附則（第七十六条～第八十条）
- 第一章 総則（目的）
- 第一条 この法律は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかる場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めることにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四十四号。以下「感染症法」という。）その他新型インフルエンザ等の発生の予防及びまん延の防止に関する法律と相まって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もつて新型インフルエンザ等の発生時にお

いて国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようすることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 新型インフルエンザ等 感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症（第六条第二項第二号イにおいて単に「新型インフルエンザ等感染症」という。）、感染症

七項に規定する指定感染症（第十一条第八項に規定する指定感染症（第十一条第九項に規定する新感染症（全国的に規定する地方法人をいう。）のうち、前号の政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。））

二 新型インフルエンザ等対策 第十五条第一項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された時から第二十一条第一項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響がこの法律及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。

三の二 新型インフルエンザ等対策推進会議（第七十一条～第七十五条）

四条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第六条第九項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

五 指定行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。

イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第一百二十号）第三条第二項に規定する機関

六 口 内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項並びに国家行政組織法（昭和二十二年法律第一百二十号）第三条第二項に規定する機関

七 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第四十三条及び第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関

八 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関

九 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関

一〇 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関

一一 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関

一二 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関

一三 新型インフルエンザ等 対策 第二条第一項に規定する事態が終了した旨の公示がされた時から同条第四項の規定により同条第一項に規定する事態が終了した旨の公示がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国及び地方公共団体がこの法律の規定により実施する措置をいう。

一四 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新

一五 新型インフルエンザ等緊急事態措置 第三条第一項の規定により同項に規定する新

一六 新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされるまでの間において、国民の生命及び健康

を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関（平成十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）のうち、前号の政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

（国、地方公共団体等の責務）

五 指定行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。

イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第一百二十号）第三条第二項に規定する機関

六 口 内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項並びに国家行政組織法（昭和二十二年法律第一百二十号）第三条第二項に規定する機関

七 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第四十三条及び第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関

八 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関

九 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関

一〇 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関

一一 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関

一二 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関

一三 新型インフルエンザ等 対策 第二条第一項に規定する事態が終了した旨の公示がされた時から同条第四項の規定により同条第一項に規定する事態が終了した旨の公示がされた時から同条第四項の規定により同条第一項に規定する事態が終了した旨の公示がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新

一四 新型インフルエンザ等 対策 第二条第一項に規定する事態が終了した旨の公示がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新

一五 新型インフルエンザ等 対策 第二条第一項に規定する事態が終了した旨の公示がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新

一六 新型インフルエンザ等 対策 第二条第一項に規定する事態が終了した旨の公示がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新

一七 新型インフルエンザ等 対策 第二条第一項に規定する事態が終了した旨の公示がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新

一八 新型インフルエンザ等 対策 第二条第一項に規定する事態が終了した旨の公示がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新

一九 新型インフルエンザ等 対策 第二条第一項に規定する事態が終了した旨の公示がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新

二〇 新型インフルエンザ等 対策 第二条第一項に規定する事態が終了した旨の公示がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新

二一 新型インフルエンザ等 対策 第二条第一項に規定する事態が終了した旨の公示がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新

二二 新型インフルエンザ等 対策 第二条第一項に規定する事態が終了した旨の公示がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新

二三 新型インフルエンザ等 対策 第二条第一項に規定する事態が終了した旨の公示がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新

二四 新型インフルエンザ等 対策 第二条第一項に規定する事態が終了した旨の公示がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新

二五 新型インフルエンザ等 対策 第二条第一項に規定する事態が終了した旨の公示がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新

二六 新型インフルエンザ等 対策 第二条第一項に規定する事態が終了した旨の公示がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新

二七 新型インフルエンザ等 対策 第二条第一項に規定する事態が終了した旨の公示がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新

二八 新型インフルエンザ等 対策 第二条第一項に規定する事態が終了した旨の公示がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新

二九 新型インフルエンザ等 対策 第二条第一項に規定する事態が終了した旨の公示がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新

三十 新型インフルエンザ等 対策 第二条第一項に規定する事態が終了した旨の公示がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新

三十 送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）のうち、前号の政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

（国、地方公共団体等の責務）

五 指定行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。

イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第一百二十号）第三条第二項に規定する機関

六 口 内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項並びに国家行政組織法（昭和二十二年法律第一百二十号）第三条第二項に規定する機関

七 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第四十三条及び第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関

八 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関

九 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関

一〇 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関

一一 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関

一二 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関

一三 新型インフルエンザ等 対策 第二条第一項に規定する事態が終了した旨の公示がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新

一四 新型インフルエンザ等 対策 第二条第一項に規定する事態が終了した旨の公示がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新

一五 新型インフルエンザ等 対策 第二条第一項に規定する事態が終了した旨の公示がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新

一六 新型インフルエンザ等 対策 第二条第一項に規定する事態が終了した旨の公示がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新

一七 新型インフルエンザ等 対策 第二条第一項に規定する事態が終了した旨の公示がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新

一八 新型インフルエンザ等 対策 第二条第一項に規定する事態が終了した旨の公示がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新

一九 新型インフルエンザ等 対策 第二条第一項に規定する事態が終了した旨の公示がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新

二〇 新型インフルエンザ等 対策 第二条第一項に規定する事態が終了した旨の公示がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新

二一 新型インフルエンザ等 対策 第二条第一項に規定する事態が終了した旨の公示がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新

二二 新型インフルエンザ等 対策 第二条第一項に規定する事態が終了した旨の公示がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新

二三 新型インフルエンザ等 対策 第二条第一項に規定する事態が終了した旨の公示がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新

二四 新型インフルエンザ等 対策 第二条第一項に規定する事態が終了した旨の公示がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新

二五 新型インフルエンザ等 対策 第二条第一項に規定する事態が終了した旨の公示がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新

<p>(事業者及び国民の責務)</p> <p>第四条 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防及び感染の拡大の防止に努めるとともに、新型インフルエンザ等対策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>事業者は、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に關し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>第二十八条第一項第一号に規定する登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときに、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。</p>
--

<p>第五条 国民の自由と権利が尊重されるべきこと</p> <p>に鑑み、新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。</p> <p>第二章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等</p> <p>(政府行動計画の作成及び公表等)</p> <p>2 政府行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針</p> <p>二 国が実施する次に掲げる措置に関する事項</p> <p>イ 新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等感染症に変異するおそれが高い動物の感染性の疾病の外国及び国内における発生の状況、動向及び原因の情報収集</p> <p>ロ 新型インフルエンザ等に関する情報の地方公共団体、指定公共機関、事業者及び国民への適切な方法による提供</p> <p>ハ 新型インフルエンザ等が国内において初めて発生した場合における措置</p> <p>二 檢疫 第二十八条第三項に規定する特定接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置</p>
--

<p>六 条款</p> <p>政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「政府行動計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>（政府行動計画の作成及び公表等）</p> <p>2 政府行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針</p> <p>二 国が実施する次に掲げる措置に関する事項</p> <p>イ 新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等感染症に変異するおそれが高い動物の感染性の疾病の外国及び国内における発生の状況、動向及び原因の情報収集</p> <p>ロ 新型インフルエンザ等に関する情報の地方公共団体、指定公共機関、事業者及び国民への適切な方法による提供</p> <p>ハ 新型インフルエンザ等が国内において初めて発生した場合における措置</p> <p>二 檢疫 第二十八条第三項に規定する特定接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置</p>
--

<p>七 条款</p> <p>都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域内に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を作成するものとする。</p> <p>（都道府県行動計画）</p> <p>2 都道府県知事は、都道府県行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。</p>
--

めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

前条第三項及び第八項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。

第二項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の業務計画)

第九条 指定公共機関又は指定地方公共機関は、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画(以下「業務計画」という。)を作成するものとする。

一 業務計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

二 当該指定公共機関又は指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策の内容及び実施方法に関する事項

三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する事項

五 指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその業務計画を作成したときは、速やかに、指定公共機関にあっては当該指定公共機関を所管する指定行政機関の長を経由して内閣総理大臣に、指定地方公共機関にあっては当該指定地方公共機関を指定した都道府県知事に報告しなければならない。この場合において、内閣総理大臣又は都道府県知事は、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、必要な助言をすることができる。

六 前三項の規定は、業務計画の変更について準用する。

(物資及び資材の備蓄等)

第十条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関

及び指定地方公共機関(第十二条及び第五十一条において「指定行政機関の長等」という。)は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品、医療機器、個人防護具(感染症法第五十三条の十六第一項に規定する個人防護具をいう。第六十四条において同じ。)その他の物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は新型インフルエンザ等対策の実施に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

(災害対策基本法の規定による備蓄との関係)

第十二条 指定行政機関の長等は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の関係機関との連携に関する事項

一 前三号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の実施に關する事項

二 指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその業務計画を作成したときは、速やかに、指定公共機関にあっては当該指定公共機関を所管する指定行政機関の長を経由して内閣総理大臣に、指定地方公共機関にあっては当該指定地方公共機関を指定した都道府県知事に報告しなければならない。この場合において、内閣総理大臣又は都道府県知事は、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、必要な助言をすることができる。

三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する事項

五 指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその業務計画を作成したときは、速やかに、指定公共機関にあっては当該指定公共機関を所管する指定行政機関の長を経由して内閣総理大臣に、指定地方公共機関にあっては当該指定地方公共機関を指定した都道府県知事に報告しなければならない。この場合において、内閣総理大臣又は都道府県知事は、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、必要な助言をすることができる。

六 前三項の規定は、業務計画の変更について準用する。

(知識の普及等)

第十三条 国、地方公共団体及び国立健康危機管理研究機構は、新型インフルエンザ等の予防及び蔓延の防止に関する知識を普及するとともに、新型インフルエンザ等対策の重要性について国民の理解と関心を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。

国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等に起因する差別的取扱い等(次に掲げる

第一条において「差別的取扱い等」という。)及び他人に対して差別的取扱い等をすることを要求し、依頼し、又は唆す行為が行われるおそれが高いことを考慮して、同一の集団に属する者(以下この項において「新型インフルエンザ等患者等」という。)の人権が尊重され、及び何人も差別的取扱い等を受けることのないようするため、新型インフルエンザ等患者等に対する差別的取扱い等の実態の把握、新型インフルエンザ等患者等に対する相談支援並びに新型インフルエンザ等に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに広報その他啓発活動を行うものとする。

二 新型インフルエンザ等患者等であること又は理由とする不当な差別的取扱い

三 前二号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等患者等の権利利益を侵害する行為を毀損する行為

四 新型インフルエンザ等患者等の名譽又は信用を毀損する行為

五 政府対策副本部長は、國務大臣をもつて充てられ、政府対策副本部長に事故があるときは、その職務を代理する。政府対策副本部長が二人以上置かれている場合には、あらかじめ政府対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

六 政府対策副本部員は、政府対策本部長及び政府対策副本部員以外の全ての國務大臣をもつて充てられる。この場合において、國務大臣が不在のときは、そのあらかじめ指名する副大臣(内閣官房副長官を含む。)がその職務を代行することができる。

七 政府対策副本部長及び政府対策本部員以外の政府対策副本部の職員は、内閣官房の職員、指定行政機関の長(國務大臣を除く。)その他の職員又は關係する指定地方行政機関の長その他の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

八 政府対策副本部長は、必要があると認めるときは、國立健康危機管理研究機構の長その他の役員又は職員を政府対策本部の会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

九 新型インフルエンザ等が国内において発生した場合には、政府対策本部に、政府対策本部の定めるところにより政府対策本部の事務の一

十 内閣総理大臣は、政府対策本部を置いていたときは、当該政府対策本部の名称並びに設置の場所示しなければならない。

十一 政府対策本部長は、前項の規定により政府地対策本部を置いたときは、当該政府現地対策本部を行なう組織として、新型インフルエンザ等現地対策本部(以下この条において「政府現地対策本部」という。)を置くことができる。この場合においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十六条第四項の規定は、当該政府対策本部を置いたときの規定並びに設置の場所適用しない。

十二 政府対策本部長は、前項の規定により政府現地対策本部を置いたときは、当該政府現地対策本部の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関

部の名称並びに設置の場所及び期間を、当該政府現地対策本部を廃止したときはその旨を、国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。
政府現地対策本部に、新型インフルエンザ等現地対策本部長（次項及び第十三項において「政府現地対策本部長」という。）及び新型インフルエンザ等現地対策本部員（同項において「政府現地対策本部員」という。）との他の職員を置く。
政府現地対策本部長は、政府対策本部長の命を受け、政府現地対策本部の事務を掌理する。
政府現地対策本部長及び政府現地対策本部員その他の職員は、政府対策副本部長、政府対策本部員その他の職員のうちから、政府対策本部長が指名する者をもつて充てる。
第八項の規定は、政府現地対策本部について準用する。

（政府対策本部の所掌事務等）
第十七条 政府対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が次条第一項に規定する基本的対処方針に基づき実施する新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関すること。
二 第二十条第一項及び第三項（第三十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により政府対策本部長の権限に属する事務
三 前二号に掲げるものほか、法令の規定によりその権限に属する事務
第十八条 政府対策本部は、政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針（以下「基本的対処方針」という。）を定めるものとする。
基本的対処方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実
二 当該新型インフルエンザ等への対処に関する全般的な方針
三 新型インフルエンザ等対策の実施に関する事項

（政府対策本部長の権限）
第二十条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めると認めるときは、基本的対処方針に基づき、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、都道府県の知事その他の執行機関（以下「都道府県知事等」という。）並びに指定公共機関に対し、指定行政機関、都道府県及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に係る総合調整を行うことができる。
前項の場合において、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に關して都道府県対策本部長が行う総合調整に関し、当該都道府県対策本部長に対し意見を申し出ることができる。

（政府対策本部の廃止）
第二十一条 政府対策本部は、第十五条第一項に規定する新型インフルエンザ等にかかる場合の病状の程度が、感染症法第六条第六項第一号に掲げるインフルエンザにかかる場合の病状に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなつたとき、又は感染症法第四十四条の二第三項若しくは第四十四条の七第三項の規定による公表がされ、若しくは感染症法第六条第八項若しくは第五十三条第一項の政令が废止されたときに、廃止されるものとする。
内閣総理大臣は、政府対策本部が廃止されたときは、その旨を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。
（都道府県対策本部の設置及び所掌事務）
第二十二条 第十五条第一項の規定により政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない。

（都道府県対策本部長の権限）
第二十三条 都道府県対策本部は、当該都道府県及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。
都道府県対策本部の長は、都道府県対策本部長として、都道府県知事をもつて充てる。（都道府県対策本部の組織）
都道府県対策本部に本部員を置き、次に掲げる者（道府県知事が設置するものにあつては、第四号に掲げる者を除く。）をもつて充てる。
一 副知事
二 都道府県教育委員会の教育長
三 警視監又は道府県警察本部長

（都道府県対策本部長の権限）
第二十四条 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、当該都道府県対策本部長に対し意見を申し出ることができる。
前項の場合において、関係市町村の長その他の執行機関（第三十三条第二項において「関係市町村長等」という。）又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、当該関係市町村又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に關して都道府県対策本部長が行う総合調整に関し、当該都道府県対策本部長に対し意見を申し出ることができる。
都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に關し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、当該連絡を要する事項を所管する指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、当該連絡を要する事項を所管する指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に關する総合調整を行ふよう要請することができる。この場合において、政府対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。
都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に關し必要な情報の提供を求めることができる。
都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合

調整の関係機関に対し、それぞれ当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

7 都道府県対策本部長は、当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

8 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、これらの所掌事務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な要請をすることができる。

9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

(都道府県対策本部の廃止)

第二十五条 第二十二条第一項の規定により政府対策本部が廃止されたときは、都道府県知事は、遅滞なく、都道府県対策本部を廃止するものとする。

(条例への委任)

第二十六条 第二十二条から前条まで及び第三十三条第二項に規定するもののほか、都道府県対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(都道府県知事による代行)

第二十六条の二 市町村長は、新型インフルエンザ等のまん延により当該市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたと認めるとときは、当該市町村の属する都道府県の知事に対し、当該市町村の長が実施すべき当該市町村の区域に係る特定新型インフルエンザ等対策の全部又は一部の実施を要請することができると。

(都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の長から前項の規定による要請を受けたときは、当該市町村の長が実施すべき当該市町村の区域に係る特定新型インフルエンザ等対策の全部又は一部を当該市町村の長に代わつて実施しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

4 第二項の規定による都道府県知事の代行に関する事項は、政令で定める。

第二十六条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要な事項は、政令で定める。

(他の地方公共団体の長に対する応援の要求)

第二十六条の四 第二項の規定による都道府県知事の代行に関する事項は、政令で定める。

(都道府県知事に対する応援)

2 市町村長は、当該市町村の区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

3 前二項の応援に従事する者は、特定新型インフルエンザ等対策の実施については、当該応援を始めた都道府県知事又は市町村長の指揮の下に行動するものとする。

第二十六条の四 市町村長は、当該市町村の区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、当該市町村の属する都道府県の知事に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求めるされた都道府県知事は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

(事務の委託の手続の特例)

第二十六条の五 市町村は、当該市町村の区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法第二百五十二条の十四及び第二百五十二条の十五の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その事務又は市町村長の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該他の地方公共団体の長にこれを管理し、及び執行させることができると。

(職員の派遣の要請)

第二十六条の六 都道府県知事又は市町村長は、特定新型インフルエンザ等対策の実施のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の職員の派遣を要請することができる。

2 市町村長が前項の規定による職員の派遣を要請するときは、当該市町村が属する都道府県の知事に対し、当該市町村長が実施すべき当該市町村の区域に係る特定新型インフルエンザ等対策の全部又は一部の実施を要請することができる。

(職員の派遣の要請)

第二十七条 指定公共機関又は指定地方公共機関は、その業務に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。この場合において、応援を求めるされた指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

(住民に対する予防接種の対象者等)

第二十七条の二 政府対策本部は、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる重要な事項として、予防接種法(昭和二十三年法律第六十九号)第六条第三項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。

2 前項の規定により予防接種法第六条第三項の規定による予防接種の対象者を定めるに当たつて、同法(第十二条第二項、第二十六条及び第二十七条を除く。)の規定を適用する。この場

3 都道府県知事は、前項の規定による指示に基づき行う予防接種(以下この条及び第三十一条第三項において「特定接種」という。)及び第一項第一号の登録の実施に關し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は登録事業者との他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

2 対策本部長は、予防接種の期間を指定するものとする。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による指示に基づき行う予防接種(以下この条及び第三十一条第三項において「特定接種」という。)及び第一項第一号の登録の実施に關し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は登録事業者との他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

2 対策本部長は、予防接種の期間を指定するものとする。

3 厚生労働大臣は、特定接種及び第一項第一号の登録の円滑な実施のため必要があると認めるときは、登録事業者、都道府県知事、市町村長及び各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。)に対して、労務又は施設の確保の他の必要な協力を求めることができる。

2 厚生労働大臣が行う特定接種は、予防接種法第六条第三項の規定による予防接種とみなして、同法(第十二条第二項、第二十六条及び第二十七条を除く。)の規定を適用する。この場

(職員の派遣義務)

第二十六条の七 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長並びに特定指定地方公共機関(指定地方公共機関である地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方行政法人法第二条第二項の規定による求められた事項は、政令で定める。)の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

第二十六条の八 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に對し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

一 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であつて厚生労働大臣の定めることにより厚生労働大臣に對し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

二 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行ふよう、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。

二 地方公務員に対し、臨時に予防接種を行ふよう、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。

二 地方公務員に対し、臨時に予防接種を行ふよう、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。

3 前条第五項の規定は、第一項の規定により歯科医師に検体採取又は注射行為を行うことを要請する場合について準用する。

第三十一条の三 厚生労働大臣及び都道府県知事は、予防接種等を行うに際し、第三十一条第三項の規定による要請又は同条第四項の規定による指示を行つてもなお注射行為を行う医療関係者を確保することが困難であると認められる場合において、当該注射行為を行う者を確保することが特に必要であるときは、診療放射線技師（厚生労働省令で定める者に限る。次項第一号において同じ。）及び救急救命士（第三項及び第六十二条第三項において「診療放射線技師等」と総称する。）に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該注射行為を行うよう要請することができる。

2 次の各号に掲げる者が、前項の規定による要請に応じて注射行為を行うときは、それぞれ当該各号に定める規定にかかわらず、同項の場所及び期間において、診療の補助として注射行為を行うことを業とすることができます。

一 診療放射線技師 保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条並びに診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十六条第二項の規定

二 臨床検査技師 及び臨床工学技士 保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条の規定

三 救急救命士 保健師助産師看護師法第三一条第一項及び第三十二条並びに救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第四十四条第二項の規定

第四十五条第五項の規定は、第一項の規定により診療放射線技師等に注射行為を行うことを要請する場合について準用する。

（臨時の医療施設等）

第三十一条の四 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合に、その都道府県行動計画で定めるところにより、患者等に対する医療の提供を行うための施設（第四項において「医療施設」という。）であつて都道府県知事が臨時に開設するもの（以

下この条、次条及び第四十九条において「臨時の医療施設」という。）において医療を提供しなければならない。

2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の措置の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

3 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条第一項及び第二項の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。この場合においては、都道府県知事は、同法に準拠して、臨時の医療施設についての消防の用に供する設備、消

防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該臨時の医療施設における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

4 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第一項本文及び第三項から第五項まで並びに景観法（平成十六年法律第百十号）第七十七条第一項、第三項及び第四項の規定は都道府県知事が行う医療施設の応急の修繕及び臨時の医療施設の建築について、建築基準法第八十七条の三第一項本文及び第三項から第五項までの規定は都道府県知事が建築物の用途を変更して臨時の医療施設として使用する場合における当該臨時の医療施設について、それぞれ準用する。この場合において、同法第八十五条第一項及び第八十七条の三第一項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第十五条第一項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された」と、同法第八十五条第一項中「非常災害が発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものをいう。第八十七条の三第一項において同じ。」とあるのは「都道府県の区域内において、これに隣接する区域で特設を開設するため、土地、家屋又は物資（以下この条、第四十九条及び第七十二条第三項において「土地等」という。）を使用する必要がある」と認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用することができる。

5 政府対策本部長は、第一項又は第三項の規定による公示をしたときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる事項として当該公示の後に必要とされる新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の実施に関する重要な事項を定めなければならない。

6 都道府県対策本部長は、政府対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る第一項、第三項又は第四項の規定による公示を行うよう要請す

置法第十五条第一項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された」と、「その発生した区域又はこれに隣接する区域で市町村長が指定するものの」とあるのは「都道府県の区域」と、「その災害が発生した日から一月以内に当該政府対策本部が廃止されるまでの間」とあるのは「同法第二十一条第一項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間」と読み替えるものとする。

2 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四章の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。

3 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四章の規定は、臨時の医療施設については、適用するときは、当該事態が発生した旨及び次に掲げる事項を公示するものとする。

4 医療法第七条第一項に規定する臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者で都道府県の区域内において診療所を開設した者が、第十五条第一項の規定により政府対策本部が設置された時から第二十一条第一項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間ににおける患者等に対する医療の提供を行うことを目的として、同法第七条第二項の規定による許可を受けなければならない事項の変更をしようとする場合には、当該医療の提供を行なう期間（六月以内の期間に限る。）に限り、同項の規定は、適用しない。

5 前項第一号に掲げる期間は、六月を超えてはならない。

6 前項第一号に規定する者は、当該医療の提供を開始した日から起算して十日以内に、当該病院又は診療所の所在地の都道府県知事（診療所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合は、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）に当該変更の内容を届け出なければならない。

7 前項の場合において、同項に規定する者は、当該医療の提供を開始した日から起算して十日以内に、当該病院又は診療所の所在地の都道府県知事（診療所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合は、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）に当該変更の内容を届け出なければならない。

8 前項の規定は、臨時の医療施設を開設するための土地等の使用に係る要件に該当するものに限る。以下この章及び次章において同じ。)が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるときは、当該事態が発生した旨及び次に掲げる事項を公示するものとする。

9 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき期間

10 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域

11 当該事態の概要

12 前項第一号に掲げる期間は、六月を超えてはならない。

13 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等の発生の状況を勘案して第一項第一号に掲げる期間を延長し、又は同項第二号に掲げる区域を変更する必要があると認めるときは、更に六月を超えない範囲内において当該期間を延長する旨又は当該区域を変更する旨の公示をするものとする。当該延長に係る期間が経過した後において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

14 政府対策本部長は、第一項の規定による公示をした後、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、同項に規定する事態が終了した旨を公示するものとする。

15 政府対策本部長は、第一項又は第三項の規定による公示をしたときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる事項として当該公示の後に必要とされる新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の実施に関する重要な事項を定めなければならない。

16 都道府県対策本部長は、政府対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る第一項、第三項又は第四項の規定による公示を行うよう要請す

17 置法第十五条第一項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された」と、「その発生した区域又はこれに隣接する区域で市町村長が指定するものの」とあるのは「都道府県の区域」と、「その災害が発生した日から一月以内に当該政府対策本部が廃止されるまでの間」とあるのは「同法第二十一条第一項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間」と読み替えるものとする。

18 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示等)

19 第三十一条の六 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置

20 第三十一条の七 削除

（感染を防止するための協力要請等）

21 第三十一条の八 都道府県（その区域の全部又は、その部分が第三十一条の六第一項第二号に掲げる区域等）とあるのは「都道府県の区域」と、景観法第七十七条第一項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で内に開設するもの）の知事（以下この

条において「都道府県知事」という。)は、同項に規定する事態において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるとときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治療までの期間並びに発生の状況を考慮して当該都道府県知事が定める期間及び区域において、新型インフルエンザ等の発生の状況についての政令で定める事項を勘案して措置を講ずる必要があると認められる業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更その他の国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置として政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

都道府県知事は、第三十一条の六第一項に規定する事態において、当該都道府県の住民に対し、前項の当該都道府県知事が定める期間及び区域において同項の規定による要請に係る営業時間以外の時間に当該業態に属する事業が行われる場所にみだりに出入りしないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

第1項の規定による要請を受けた者が正当な理由がないのに当該要請に応じないときは、都道府県知事は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため政令で定める事項を勘案して特に必要があると認めるとき限り、当該者に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを命ずることができるものとする。

都道府県知事は、第一項若しくは第二項の規定による要請又は前項の規定による命令を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならぬ。

都道府県知事は、第一項の規定による要請又は第二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表することができる。

第四章 新型インフルエンザ等緊急事態措置

第一節 通則

(新型インフルエンザ等緊急事態宣言等)
第三十二条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速な

まん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態(以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。)が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示し、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

(第五項及び第三十四条第一項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。)を

二 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間
三 新型インフルエンザ等緊急事態の概要

二 前項第一号に掲げる期間は、二年を超えてはならない。

三 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等のまん延の状況並びに国民生活及び国民経済の状況を勘案して第一項第一号に掲げる期間を延長し、又は同項第二号に掲げる区域を変更するこ

とが必要であると認めるときは、当該期間を延長する旨又は当該区域を変更する旨の公示をして、及びこれを国会に報告するものとする。

四 前項の規定により延長する期間は、一年を超えてはならない。

五 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした後、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示を以て(以下「新型インフルエンザ等緊急事態宣言(以下「新規事態宣言」とい

うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

六 市町村対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

七 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な要請をすることができる。

八 第二項第三号に掲げる事項として当該公示の後に必要とされる新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めなければならない。

都道府県知事は、第一項の規定による要請又は第二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表することができる。

(政府対策本部長及び都道府県対策本部長の指揮)

第三十三条 新型インフルエンザ等緊急事態における第二十条第三項の規定の適用については、同項中「国立健康危機管理研究機構」とあるのは、「指定公共機関」とする。

都道府県対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、第二十四条第一項の総合措置

調整に基づく所要の措置が実施されない場合であつて、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係市町村長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。

(市町村対策本部の設置及び所掌事務)
第三十四条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言(以下「市町村対策本部の組織」とい

うため必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に關し必ず定めたところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に關する事務をつかさどる。(市町村対策本部の組織)

第三十五条 市町村対策本部の長は、市町村対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。

三 当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員(消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長)をもつて充てる。

四 前項に掲げる者(以下「市町村長」とい

うため必要があると認めるときは、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施を行いうよう求めることができる。

五 市町村対策本部長は、第一項の総合調整を行なうため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める

六 市町村対策本部長は、第一項の総合調整を行なうため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める

七 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な要請をする

八 (準用)
第三十七条 第二十五条及び第二十六条の規定は、市町村対策本部について準用する。この場合において、第二十五条中「第二十一条第一項の規定により政府対策本部が廃止された」とあるのは、「第三十二条第五項の公示がされた」と、「都道府県知事」とあるのは、「市町村長」と、「都道府県対策本部が廃止された」と、「第二十六条中「第二十二条から前条まで及び第三十三条第一項」とあるのは、「第三十四条から第三十六条まで及び第三十七条において読み替えて準用する第二十五条」と、「都道府県の」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

(他の地方公共団体の長等に対する応援の要求等)
第三十八条 その区域の全部若しくは一部が第三十二条第一項第一号に掲げる区域内にある市町村(以下「特定市町村」という。)又は特定市

町村の属する都道府県（以下「特定都道府県」という。）についての第二十六条の三から第二十六条の七までの規定の適用については、第二十六条の三の前の見出し及び第二十六条の五中「他の地方公共団体の長」とあるのは「他の地方公共団体の長等」と、第二十六条の三第一項中「都道府県知事は」とあるのは「第三十八条第一項に規定する特定都道府県の知事その他の執行機関（以下「特定都道府県知事等」という。）は」と、「他の都道府県知事」とあるのは「他の都道府県知事等」と、同条第二項中「市町村長は」とあるのは「第三十八条第一項に規定する特定市町村の長その他の執行機関（以下「特定市町村長等」という。）は」と、「他の市町村長」とあるのは「他の市町村の長その他の執行機関」と、同条第三項中「都道府県知事又は市町村長」とあるのは「特定都道府県知事等又は特定市町村長等」と、「とする」とあるのは「とする。この場合において、警察官にあつては、当該応援を求めた特定都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を行うものとする」と、第二十六条の四から第二十六条の七までの規定中「市町村長」とあるのは「特定市町村長等」と、第二十六条の四中「知事に」とあるのは「知事その他の執行機関に」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事等」と、第二十六条の五中「市町村は」とあるのは「第三十八条规定する特定市町村は」と、第二十六条の六第一項及び第二十六条の七中「都道府県知事」とあるのは「特定都道府県知事等」と、第二十六条の六第一項中「又は指定地方行政機関の長」とあるのは「若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関の職員」と、同条第二項中「知事」とあるのは「知事その他の執行機関」と、第二十六条の七中「地方公共団体の長並びに」とあるのは「地方公共団体の長等並びに特定指定公共機関及び」とする。

2 その区域の全部又は一部が第三十二条第一項第二号に掲げる区域内にある地方公共団体の委員会及び委員は、前項の規定により読み替えて適用する第二十六条の六第一項の規定により職

員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

第三十九条から第四十四条まで 削除

第二節 まん延の防止に関する措置

（感染を防止するための協力要請等）

第四十五条 特定都道府県の知事（以下「特定都道府県知事」という。）は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

第四十六条 削除

第三節 医療等の提供体制の確保に関する措置

（医療等の確保）

第四十七条 病院その他の医療機関又は医薬品等製造販売業者（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十二条第一項の許可（医薬品の製造販売業に係るものに限る。）又は同法第二十三条の二第一項若しくは第二十三条の二十二第一項の許可を受けた者をいう。）、医薬品等製造業者（同法第十三条第一項の許可（医薬品の製造業に係るものに限る。）、同法第二十三条の二の三第一項の登録又は同法第二十三条の二十二第一項の許可を受けた者をいう。）若しくは医薬品等販売業者（同法第二十四条第一項の許可、同法第三十九条第一項の許可（同項に規定する高度管理医療機器等の販売業に係るものに限る。）又は同法第四十条の五第一項の許可を受けた者をいう。）若しくは医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造若しくは販売を確保するため必要な措置を講じなければならない。

第四十八条 削除

（新型インフルエンザ等緊急事態における臨時の医療施設を開設するための土地等の使用）

第五十条 特定都道府県知事又は特定市町村の長（以下「特定市町村長」という。）は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施す

ることが困難であると認めるときは、特定都道府県知事にあっては指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、特定市町村長にあつては特定都道府県知事に對し、それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請することができる。

（備蓄物資等の供給に関する相互協力）

第五十一条 指定行政機関の長等は、新型インフルエンザ等緊急事態において、その備蓄する物資及び資材の供給に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

（電気及びガス並びに水の安定的な供給）

第五十二条 電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七百七十号）第二条第一項第十七号に規定する電気事業者をいう。）及びガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十二項に規定するガス事業者をいう。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気又はガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十二項に規定するガス事業者をいう。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

（ガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十二項に規定するガス事業者をいう。）及びガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十二項に規定するガス事業者をいう。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

第五十三条 水道事業者（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第五項に規定する水道事業者をいう。）、水道用水供給事業者（同項に規定する水道事業者をいう。）及び工業用水道事業者（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第五項に規定する工業用水道事業者をいう。）である地方公共団体及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

（物資及び資材の供給の要請）

第五十四条 特定都道府県知事は、第一項若しくは第二項の規定による要請又は前項の規定による命令を行ふ必要があるか否かを判断するに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聽かなければならぬ。

（国民生活及び国民経済の安定に関する措置）

第五十五条 特定都道府県知事は、第一項若しくは第二項の規定による要請又は前項の規定による命令を行ふ必要があるか否かを判断するに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聽かなければならぬ。

（認めるとき限り、同条の規定にかかるわざ、同意を得ないで、当該土地等を使用することができる。）

（国民生活及び国民経済の安定に

4 特定都道府県知事は、第一項若しくは第二項の規定による要請又は前項の規定による命令を行ふ必要があるか否かを判断するに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聽かなければならぬ。

5 特定都道府県知事は、第一項の規定による要請又は第三項の規定による命令をしたときは、その旨を公表することができる。

第六节 第四十五条から第四十四条まで 削除

（物資及び資材の供給の要請）

第五十条 特定都道府県知事又は特定市町村の長（以下「特定市町村長」という。）は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、特定都道府県知事にあっては指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、特定市町村長にあつては特定都道府県知事に對し、それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請することができる。

（備蓄物資等の供給に関する相互協力）

第五十一条 指定行政機関の長等は、新型インフルエンザ等緊急事態において、その備蓄する物資及び資材の供給に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

（電気及びガス並びに水の安定的な供給）

第五十二条 電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七百七十号）第二条第一項第十七号に規定する電気事業者をいう。）及びガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十二項に規定するガス事業者をいう。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気又はガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十二項に規定するガス事業者をいう。）及びガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十二項に規定するガス事業者をいう。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

（ガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十二項に規定するガス事業者をいう。）及びガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十二項に規定するガス事業者をいう。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

（物資及び資材の供給の要請）

第五十三条 水道事業者（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第五項に規定する水道事業者をいう。）、水道用水供給事業者（同項に規定する水道事業者をいう。）及び工業用水道事業者（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第五項に規定する工業用水道事業者をいう。）である地方公共団体及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

と認めるとき限り、同条の規定にかかるわざ、同意を得ないで、当該土地等を使用することができる。

（国民生活及び国民経済の安定に関する措置）

第五十条 特定都道府県知事又は特定市町村の長（以下「特定市町村長」という。）は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、特定都道府県知事にあっては指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、特定市町村長にあつては特定都道府県知事に對し、それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請することができる。

（備蓄物資等の供給に関する相互協力）

第五十一条 指定行政機関の長等は、新型インフルエンザ等緊急事態において、その備蓄する物資及び資材の供給に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

（電気及びガス並びに水の安定的な供給）

第五十二条 電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七百七十号）第二条第一項第十七号に規定する電気事業者をいう。）及びガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十二項に規定するガス事業者をいう。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気又はガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十二項に規定するガス事業者をいう。）及びガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十二項に規定するガス事業者をいう。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

（ガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十二項に規定するガス事業者をいう。）及びガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十二項に規定するガス事業者をいう。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

（物資及び資材の供給の要請）

第五十三条 水道事業者（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第五項に規定する水道事業者をいう。）、水道用水供給事業者（同項に規定する水道事業者をいう。）及び工業用水道事業者（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第五項に規定する工業用水道事業者をいう。）である地方公共団体及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

(運送、通信及び郵便等の確保)

第五十三条 運送事業者である指定公共機関及び

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めることにより、旅客及び貨物の運送を適切に実施するため必要な措置を講じなければならない。

2 電気通信事業者（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、通信を確保し、及び新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うため必要な措置を講じなければならない。

3 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者をいう。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(緊急物資の運送等)

第五十四条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては運送事業者である指定公共機関に対し、特定都道府県知事にあつては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資の運送を要請することができる。

2 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長が、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては運送事業者である指定公共機関に対し、特定都道府県知事にあつては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資の運送を要請することができる。

3 指定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資（医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。）であつて生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。

(特定物資の運送等)

第五十五条 指定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資（医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。）であつて生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。

2 指定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため特に必要な物資（医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。）であつて生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。

3 指定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずることができる。

(埋葬及び火葬の特例等)

第五十六条 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となつた場合において、公衆衛

送すべき場所及び期日を示して、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配達を要請することができる。

2 指定公共機関又は指定地方公共機関が正當な理由がないのに前二項の規定による要請に応じないときは、指定行政機関の長若しくは指定地

方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため特に必要があると認めるとき限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の配達を行うべきことを指示することができる。

3 指定公共機関又は指定地方公共機関が正當な理由がないのに前二項の規定による要請に応じないときは、指定行政機関の長若しくは指定地

方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため特に必要があると認めるとき限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の配達を行うべきことを指示することができる。

生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第五条及び第十四条に規定する手続の特例を定めることができる。

2 特定都道府県知事は、埋葬又は火葬を行おうとする者が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めたるため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣の定めるところにより、埋葬又は火葬を行わなければならない。

3 特定都道府県知事は、埋葬又は火葬を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めたるところにより、前項の措置の実施に関する書面で示さなければならない。

(金銭債務の支払猶予等)

第五十七条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条から第五条まで及び第七条の規定は、新型インフルエンザ等緊急事態（新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼしている場合に限る。）について準用する。この場合において、同法第二条の見出し中「特定非常災害」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態」と、同条第一項中「非常災害の被害者」とあるのは「新型インフルエンザ等のまん延の影響を受けた者」と、

「法人の存立若しくは法人の存立若しくは、当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の放棄をすべきか否かの判断を的確に行うこと」が困難となつた者の保護」とあるのは「法人の存立若しくは、当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の放棄をすべきか否かの判断を的確に行うこと」とあるのは「解決若しくは、当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の放棄をすべきか否かの判断を的確に行うこと」とあるのは「解決」と、「特定非常災害として」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態措置を支援するため緊急の必要があると認めるとき、又は特定都道府県知事から要請があったときは、自ら前三項の規定による措置を行うことができる。

に」と、同法第三条第一項及び第三項中「特定非常災害の被害者」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態における新型インフルエンザ等のまん延の影響を受けた者」と読み替えるものとする。

第五十八条 内閣は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の急速かつ広範囲なまん延により経済活動が著しく停滞し、かつ、国の経済の秩序を維持し及び公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置を待ついとまがないときは、金銭債務の支払（賃金その他労働条件に基づく金銭債務の支払及びその支払のための銀行その他の金融機関の預金等の支払を除く。）の延期及び権利の保存期間の延長について必要な措置を講ずるため、政令を制定することができる。

2 災害対策基本法第一百九条第三項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。（生活関連物資等の価格の安定等）

3 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務の価格又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、政府行動計画、都道府県行動計画又は市町村行動計画で定めるところにより、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和四十八年法律第四十八号）、国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第百二十一号）、物価統制令（昭和二十一年勅令第百八十八号）その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。

4 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、特定都道府県知事の行う新型インフルエンザ等緊急事態措置を支援するため緊急の必要があると認めるとき、又は特定都道府県知事から要請があつたときは、自ら前三項の規定による措置を行うことができる。

（新型インフルエンザ等緊急事態における融資）

第五十九条 政府関係金融機関その他これに準ずる政令で定める金融機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等緊急事態に関する特別な融資を行い、償還期限又は据置期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減その他実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第六十条 日本銀行は、新型インフルエンザ等緊急事態において、その業務計画で定めるところ

に「通貨及び金融の安定）

（第一条第二項、第四条第一項及び第二項、第五条第一項並びに第七条中「特定非常災害」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態」）

（第六十一条）日本銀行は、新型インフルエンザ等緊急事態において、その業務計画で定めるところ

るにより、銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じ、信託の維持に資するため必要な措置を講じなければならない。

第五章 財政上の措置等

(損失補償等)

第六十二条 国及び都道府県は、第二十九条第五項、第三十一条の五、第四十九条又は第五十五条第二項、第三項若しくは第四項(同条第一項に係る部分を除く。)の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

国及び都道府県は、第三十一条第一項から第三項までの規定による要請に応じ、又は同条第四項の規定による指示に従つて患者等に対する医療等を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。

国及び都道府県は、第三十一条の二第一項の規定による要請に応じて検体採取又は注射行為を行つ歯科医師及び第三十一条の三第一項の規定による要請に応じて注射行為を行う診療放射線技師等に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。

4 前三項の規定の実施に関し必要な手続は、政令で定める。

(損害補償)

第六十三条 都道府県は、第三十一条第一項の規定による要請に応じ、又は同条第四項の規定による指示に従つて患者等に対する医療の提供を行つ医療関係者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれら的原因によって受けける損害を補償しなければならない。

2 前項の規定の実施に関し必要な手続は、政令で定める。

(事業者に対する支援等)

第六十三条の二 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等の蔓延の防止に関する措置が事業者の経営及び国民生活に及ぼす影響を緩和し、国民生活及び国民経済の安定を図るために必要な財政上の措置その他必要な措置を効果的に講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいて医療の提供体制の確保を図るため、新型インフルエンザ等対策に協力する病院その他の医療機関及び医療従事者に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(医薬品等の譲渡等の特例)

第六十四条 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品、医療機器、個人防護具その他の物資及び資材を無償又は時価よりも低い対価で譲渡し、貸し付け、又は使用させることができる。

3 (新型インフルエンザ等緊急事態措置等に要する費用の支弁)

国及び都道府県は、第三十一条の二第一項の規定による要請に応じて検体採取又は注射行為を行つ歯科医師及び第三十一条の三第一項の規定による要請に応じて注射行為を行う診療放射線技師等に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。

4 前三項の規定の実施に関し必要な手續は、政令で定める。

(損害補償)

第六十三条 都道府県は、第三十一条第一項の規定による要請に応じ、又は同条第四項の規定による指示に従つて患者等に対する医療の提供を行つ医療関係者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれら的原因によって受けける損害を補償しなければならない。

2 前項の規定の実施に関し必要な手續は、政令で定める。

(事業者に対する支援等)

第六十三条の二 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等の蔓延の防止に関する措置が事業者の経営及び国民生活に及ぼす影響を緩和し、国民生活及び国民経済の安定を図るために必要な財政上の措置その他必要な措置を効果的に講ずるものとする。

2 前項の場合において、当該応援を受けた都道府県知事等の属する都道府県又は当該応援を受けた市町村が当該都道府県又は当該市町村は、当該応援をする他の地方公共団体の長等が属する地方公共団体に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求めることができる。

(市町村長が都道府県知事の措置の実施に関する事務の一一部を行う場合の費用の支弁)

第六十八条 都道府県は、都道府県知事が第三十条の四第二項又は第五十六条第三項の規定によりその権限に属する措置の実施に関する事務の一部を市町村長による当該措置の実施に要する費用を支弁しなければならない。

2 都道府県知事は、第三十一条の四第二項若しくは第五十六条第三項の規定によりその権限に属する措置の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととしたときは、当該市町村長による当該措置の実施に要する費用を支弁しなければならない。

3 特定都道府県知事が特定市町村長の措置を代行した場合の費用の支弁)

第六十六条 第二十六条の二第二項の規定により特定都道府県知事が特定市町村の特定新型インフルエンザ等対策を代行した場合において、当該特定市町村がその全部又は大部分の事務を行なうことができなくなる前に当該特定市町村の長が実施した特定新型インフルエンザ等対策のために通常要する費用で、当該特定市町村に支弁されることが困難であると認められるものについては、前条又は感染症法第五十七条若しくは第五十八条(感染症法第六十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条第一項において同じ。)の規定にかかるらず、当該特定市町村の属する特定都道府県が当該市町村に要する費用を支弁するいとまがないときは、市町村に当該措置の実施に要する費用を一時的に立て替えて支弁させることができることとする。

(国等の負担)

第六十九条 国は、第六十五条の規定により都道府県が支弁する第三十一条の四第一項、第五十六条第二項、第六十二条第一項から第三項まで及び第六十三条第一項に規定する措置に要する費用に対して、政令で定めるところにより、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額を負担する。

1 当該費用の総額が、都道府県が当該費用を支弁する会計年度の前年度(次号において「前会計年度」という。)における当該都道府

額を超える場合 イから今までに掲げる額の合計額
イ 当該費用の総額のうち前会計年度における当該都道府県の標準税収入の百分の二の超え、百分の四以下の部分の額の百分の八十に相当する額
ロ 当該費用の総額のうち前会計年度における当該都道府県の標準税収入の百分の二の超え、百分の四以下の部分の額の百分の八
ハ 当該費用の総額のうち前会計年度における当該都道府県の標準税収入の百分の四を超える部分の額の百分の九十に相当する額
二 前項の場合において、当該応援を受けた都道府県知事等の属する都道府県又は当該応援を受けた市町村が当該都道府県又は当該市町村は、当該応援をする他の地方公共団体の長等が属する地方公共団体に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するため、交換することができる。
2 前項の場合において、当該応援を受けた都道府県又は当該市町村が当該都道府県又は当該市町村の負担を軽減するため、交付金を交付するものとする。

(特別の交付金の交付)

第六十九条の二 国は、新型インフルエンザ等対策に係る次に掲げる費用で都道府県又は市町村がその一部を負担するものについて、当該都道府県又は当該市町村の負担を軽減するため、交付金を交付するものとする。

2 感染症法第三十六条の十二、第六十一条第二項若しくは第三項又は第六十二条第一項若しくは第三項に規定する費用

一 前条に規定する費用

二 感染症法第三十六条の十二、第六十一条第二項若しくは第三項又は第六十二条第一項若しくは第三項に規定する費用を支弁するいとまがないときは、市町村に当該措置の実施に要する費用を一時的に立て替えて支弁させることができることとする。

(特別の交付金の交付)

第六十九条 国は、第六十五条の規定により都道府県が支弁する第三十一条の四第一項、第五十六条第二項、第六十二条第一項から第三項まで及び第六十三条第一項に規定する措置に要する費用に対して、政令で定めるところにより算出した前項各号に掲げる費用ごとの当該都道府県又は当該市町村の負担額を合算した額を次の各号に定めた額を負担する。

1 前項各号に掲げる費用を負担する会計年度の前年度における当該都道府県又は当該市町村の標準税収入の百分の三(当該市町村については、百分の一・五)までに相当する額については、百分の六十五

(他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁)

第六十七条 第二十六条の三第一項若しくは第二八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により他の地方公共団体の長等の応援を受けた都道府県又は当該応援を受けた市町村の長その他必要な措置を講ずるものとする。

	交付金とみなして、この法律又は感染症法の規定を適用する。
4	特別交付金交付額の交付の時期その他第一項の交付金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。
(国の財政上の措置等)	国は、前二条に定めるものほか、予防接種の実施その他新型インフルエンザ等緊急事態に対処するために地方公共団体が支弁する費用に対し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。
2	国は、前二条及び前項に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策に関する地方公共団体の施策を支援するために補助金又は交付金の交付その他の必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。 (起債の特例)

	第七十条の二 政令で定める地方公共団体は、新型インフルエンザ等対策に關する地方公共団体の施策を保護し、並びに国民生活及び国民経渋に及ぼす影響が最小となるようにするために実施する措置で総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものについては、第十五条第一項の規定により政府対策本部が設置された時から第二十一条第一項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの期間の属する年度に限り、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条の規定にかかるらず、地方債をもつてその財源とすることができる。
2	前項の地方債は、国が、その資金事情の許す限り、財政融資資金をもつて引き受けるものとする。
3	第一項の地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率、償還の方法その他地方債に關し必要な事項は、政令で定める。
(設置) 進会議	第五章の二 新型インフルエンザ等対策推進会議 (所掌事務)

	第七十条の二 新型インフルエンザ等対策の推進を図るため、内閣に、新型インフルエンザ等対策推進会議(以下「会議」という。)を置く。
(公用令書の交付)	第五章の二 新型インフルエンザ等対策推進会議 (所掌事務)
第七十条の三 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。	
	第一項に係る部分を除く。の規定による处分について、特定検疫所長、特定都道府県知事並びに指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、政令で定めるところにより、それぞれ

	一 第六条第五項又は第十八条第四項の規定により内閣総理大臣又は政府対策本部長に意見を述べること。 二 前号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策について調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は政府対策本部長に意見を述べること。
2	第七十条の四 会議は、委員三十五人以内をもつて組織する。 (委員) 第七十条の五 委員は、感染症に關して高い識見を有する者その他の学識経験者のうちから、内閣総理大臣が任命する。 2 委員は、非常勤とする。 (議長)
3	第七十条の六 会議に、議長を置き、委員の互選により選任する。 (主任の大臣)
2	第七十条の八 会議に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。 (資料の提出その他の協力)
3	第七十条の九 会議は、その所掌事務を遂行するためには必要があると認めることは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。
4	第七十条の十 この法律に定めるもののほか、会議に關し必要な事項は、政令で定める。 (政令への委任)
	第六章 雜則 (公用令書の交付)
第七十条の十一 この法律に定めるもののほか、会議に關し必要な事項は、政令で定める。	
5	第七十一条 第二十九条第五項、第四十九条並びに第五十五条第二項、第三項及び第四項(同条第一項に係る部分を除く。)の規定による处分について、特定検疫所長、特定都道府県知事並びに指定行政機関の長は、第五十五条第三項又は第四項の規定により特定物資を保管させたときは、当該保管を命じた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に当該特定物資を保管せしめられた者は、三十万円以下の過料に處する。 第七十二条 第七十二条第三項若しくは第四項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合には、当該違反行為を行った者は、六十万円以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。 第七十三条 この法律(第三十一条の四第七項を除く。)の適用については、特別区は、市とみなし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定めるところにより事後に交付すれば足りる。
	第七十四条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務(都道府県警察が処理することとされているものを除く。)の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。 (事務の区分)
7	第七十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。 (特別区についてのこの法律の適用)
2	第七十六条 第五十五条第三項の規定による特定都道府県知事の命令又は同条第四項の規定による指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長の命令に従わず、特定物資を隠匿し、損壊し、廃棄し、又は搬出した場合には、当該違反行為を行った者は、六十万円以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。
7	第七十七条 第七十二条第三項若しくは第四項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合には、当該違反行為を行った者は、三十万円以下の罰金に処する。 (罰則)
6	第七十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。
7	第七十九条 第四十五条第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の過料に處する。 (過料)
1	一 第三十三条の八第三項の規定による命令に違反したとき。 二 第七十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、

第一条 附 则 （施行期日） 抄	この法律は、公布の日から施行する。
第一条 附 则 （令和二年二月三日法律第五号） 抄	（令和二年二月九日法律第七五 号）抄
第一条 附 则 （令和二年三月一一日法律第四号） 抄	（令和二年三月一三日法律第四九 号）抄
第一条 附 则 （令和二年六月二二日法律第四九 号）抄	（令和二年六月二二日法律第四九 号）抄

第一条 （施行期日）	六月を超えない範囲内において政令で定める日
第一条 附 则 （平成三〇年六月二七日法律第六 号）抄	（平成三〇年六月二七日法律第六 号）抄
第一条 附 则 （令和二年三月一一日法律第四号） 抄	この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
第一条 附 则 （令和二年六月二二日法律第四九 号）抄	この法律は、公布の日の翌日から施行する。

第二条 （施行期日）	この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。ただし、第一条中新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた場合を除く。次項において単に「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。は、新特措法第三十二条第一項の規定によりされたものとみなす。
第二条 （施行期日）	この法律は、施行前に旧特措法第三十二条第三項の規定により同条第一項第一号に掲げる期間が延長されたものについての新特措法第三十二条第四項の延長する期間の算定については、施行日前に旧特措法第三十二条第三項の規定による当該延長が行われる前の同条第一項第一号に掲げる期間の最終日の翌日から起算するものとする。
第二条 （施行期日）	第一項から第四項までに規定するものほか、施行日前に実施された旧特措法第十八条条第三項の規定による要請その他の旧特措法により実施された措置で、新特措法中相当する規定があるものとみなす。
第二条 （施行期日）	新特措法により実施されたものとみなす。
第二条 （施行期日）	この法律の施行前に旧特措法第六十九条の規定による國、都道府県及び市町村の負担については、なお従前の例による。

第一条 附 则 （令和三年五月一九日法律第三六 号）抄	（政令への委任）この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
第一条 附 则 （令和四年五月二〇日法律第四四 号）抄	（政令への委任）この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によらず。罰則の適用に関する経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

二 略
第一條 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和四年一二月九日法律第六八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第四条中地域保健法第六条の改正規定、第五条の規定、第八条中医療法第六条の規定、第七条、第七条の二、第二十七条の二及び第三十条の第四十項の改正規定、第九条及び第十二条の規定並びに第十七条中高齢者の医療の確保に関する法律第百二十一条第一項第一号イの改正規定並びに次条第一項から第三項まで、附則第三条、第四条、第八条から第十二条まで、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定、附則第十九条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、附則第二十四条の規定、附則第三十一条中住民基本台帳法（昭和四十一年法律第八十一号）別表第二の四の項、別表第三の五の五の項、別表第四の三の項及び別表第五第六号の三の改正規定並びに附則第三十六条から第三十八条まで及び第四十二条の規定 公布の日

二及び三 略
四 第六条及び第七条の規定並びに第十三条中新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第五項から第七項までの改正規定並びに附則第十五条の規定、附則第二十一条中地方自治法別表第一予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の項の改正規定並びに附則第三十二条及び第三十三条の規定 公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日
（検討）

第二条 政府は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイル

(檢討)

第二条 政府は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイル

第二条 この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

定に令和元年四月一日から施行する
(政令への委任)

四 第六条及び第七条の規定並びに第十三条中
新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十
八条第五項から第七項までの改正規定並びに
附則第十五条の規定、附則第二十二条中地方
自治法別表第一予防接種法（昭和二十三年法
律第六十八号）の項の改正規定並びに附則第
三十二条及び第三十三条の規定 公布の日か
ら起算して三年六月を超えない範囲内におい
て改令で定める日

二及び三 略
ひは附則第三十六条から第三十一条まで及て
第四十二条の規定 公布の日

四の項、別表第三の五の項、別表第四の三の項及び別表第五第六号の三の改正規定並びに付表第三二、三、第三二一、三、三、二、二

号に掲げる改正規定を除く。）、附則第二十四条の規定、附則第三十一条中住民基本台帳法（昭和四十一年法律第八十一号）別表第二の

三項まで、附則第三条、第四条、第八条から第十二条まで、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定、附則第十九条の規定（次

て第二条の規定並びに第一項の規定並びに第三項の規定並びに次条第一項から第三項までの規定並びに第五項の規定

五、第七条、第七条の二、第二十七条の二及び第三十条の四第十項の改正規定、第九条及び第十二条の規定並びに第十七条中高齢者の

第一、第一条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第四条中地域保健法第六条の改正規定、第五条の規定、第八条中療法第六条の

第一條 この法律は令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日) 第二条 二〇〇〇年四月一日から施行

該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日
附 則（令和四年二月九日法律第九六

(施行期日) この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

二
第一十一条の規定及び附則第七条から第十六条までの規定 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日
附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

附則（令和五年六月七日法律第四七号抄行期日）

（施行期日）
附 則
号 号
抄
(令和五年六月七日法律第四七)

二一 略
二 第十一条の規定及び附則第七条から第十六条までの規定 公布の日から起算して一月を
ス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である

附 則
（令和五年六月七日法律第四十七号）
抄
（施行期日）

（政令への委任）
第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に
関し必要な経過措置は、政令で定める。
る。罰則の適用については、なお衙前の例によ